

すべての貨物がACLの対象に！

ACL(船積確認事項登録)業務の利用対象貨物の拡大について

(独)通関情報処理センターでは、今般、利用者からの要望等を踏まえ、輸出管理番号の入力がない場合であってもACL業務の利用を可能とする等の機能追加を行い、本年6月25日にリリースいたしました。

本機能追加によりACL業務の利用対象貨物が拡大し、以前は本業務を利用できなかったNACCS未利用保税蔵置場に蔵置されている輸出貨物についても、ACL業務が利用できるようになりました。

また、貨物情報が存在しない場合(NACCS未利用保税蔵置場の貨物等)には、一部の入力項目について、輸出申告情報から入力画面に呼び出すことができる機能を新たに追加し、入力作業の効率化にも配慮いたしました。

(ACL業務の機能追加の詳細は、Sea-NACCS掲示板の「仕様変更一覧」及び「船積確認事項登録(ACL)業務手順書」を参照)

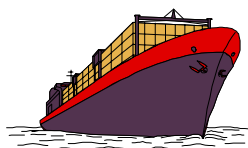
Sea-NACCS 掲示板 各種資料のダウンロード NACCS業務関連に掲載しています。

ACL(船積確認事項登録)業務は、貨物を輸出する際に船積貨物の内容等を登録するためのSea-NACCS輸出関連業務です。

このACL業務は、D/R(Dock Receipt)の提出が不要となり、また、本業務の出力情報を利用してB/L(Bill of Lading)を作成することができるなど数々のメリットがあり、NACCS利用者全体の業務処理の効率化、迅速化に寄与する業務ですので、ぜひ、この機会にACL業務の利活用をお勧めいたします。

なお、船積確認事項登録(ACL)業務手順書の中に、ACL業務対応可能船会社(代理店)の港別連絡先、通知先利用者コード、船会社別の入力方法の相違点等を掲載しておりますので、ACL業務利用の際の参考にしてください。

また、新たにACL業務を利用する際には、事前にシステム動作試験も可能ですので、動作試験等を希望する場合は、各ACL業務対応可能船会社にお問い合わせください。



< 本件に関するお問合せ先 >

(独)通関情報処理センター 業務部CS第2課

044-520-6265